

「生活支援戦略」に関する主な論点(案)

※ 本資料は、生活支援戦略に関する議論を進めるため、事務局において、現状や先進事例、これまでの部会等における主な議論を踏まえ、具体的な制度改革等の検討を行う際の参考として作成したもの(案)である。

目 次

○ 生活支援戦略の全体像	P2
--------------	----

I 新たな生活困窮者支援体系に関する論点

1. 総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援	P4
2. 就労支援の強化	P8
3. 家計再建に向けた支援の強化	P18
4. 居住の確保	P21
5. 「貧困の連鎖」防止のための取組	P24
6. 地域における計画的な基盤の整備	P28

II 生活保護制度の見直しに関する論点

1. 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化	P30
2. 健康・生活面等ライフスタイルの改善支援	P35
3. 医療扶助の適正化	P37
4. 不正・不適正受給対策の強化等	P40
5. 地方自治体の負担軽減	P44

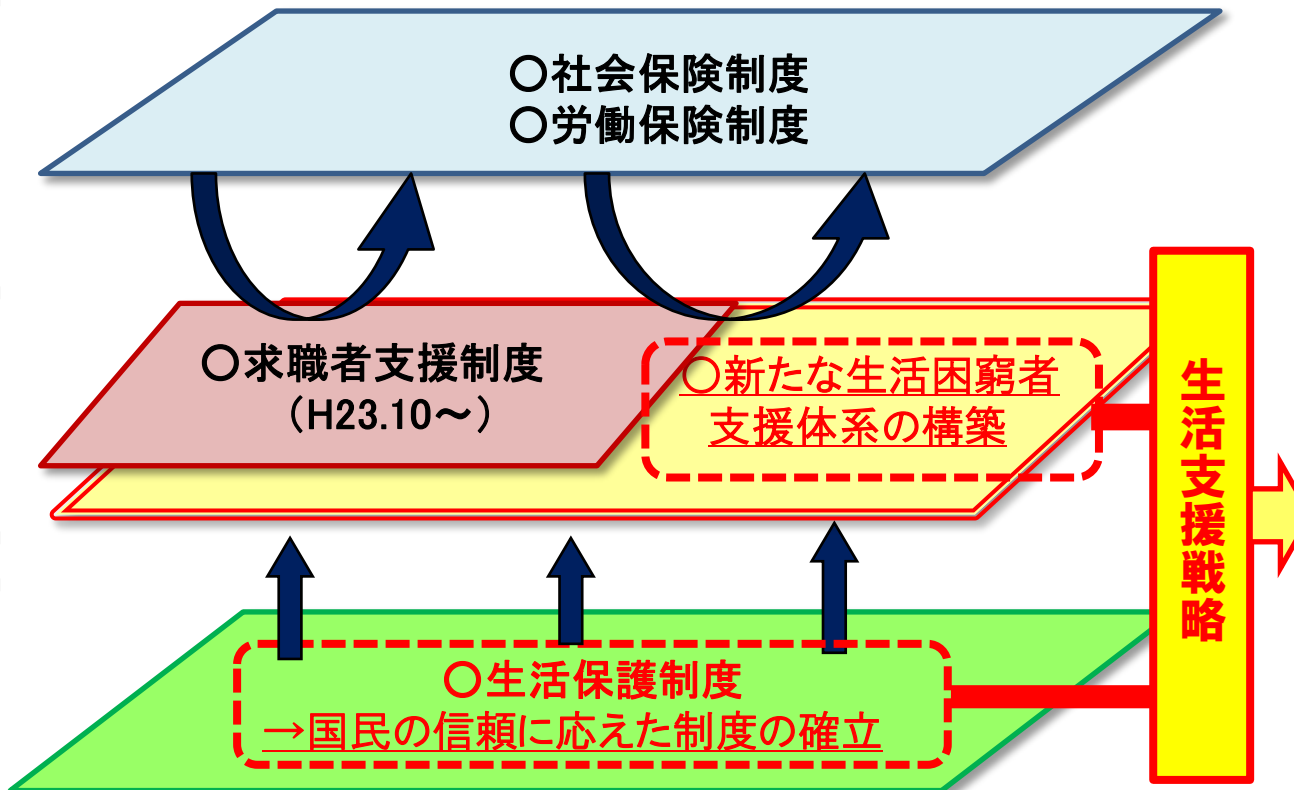
「生活支援戦略」の全体像

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○基本目標

- 生活支援戦略では、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却するとともに、親から子への「貧困の連鎖」を防止することを促進する。
- 国民一人ひとりが「参加と自立」を基本としつつ、社会的に包摂される社会の実現を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、活力ある社会経済を構築する。
- 生活保護制度については、必要な人には支援するという基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、国民の信頼に応えた制度の確立を目指す。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【期待される効果】

①社会参加と自立の促進

- 生活困窮状態から脱却し、社会に参加し自立する人の増加

②「貧困の連鎖」の防止

- 子どもの貧困の防止、若者の就労・自立の促進

③生活保護給付の適正化

- ①・②や、指導等の強化による生活保護給付の適正化の促進

④自治体業務の軽減

- 「官民協働」による生活保護ケースワーカー業務の軽減と自立支援強化

I 新たな生活困窮者支援体系に関する論点

総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握

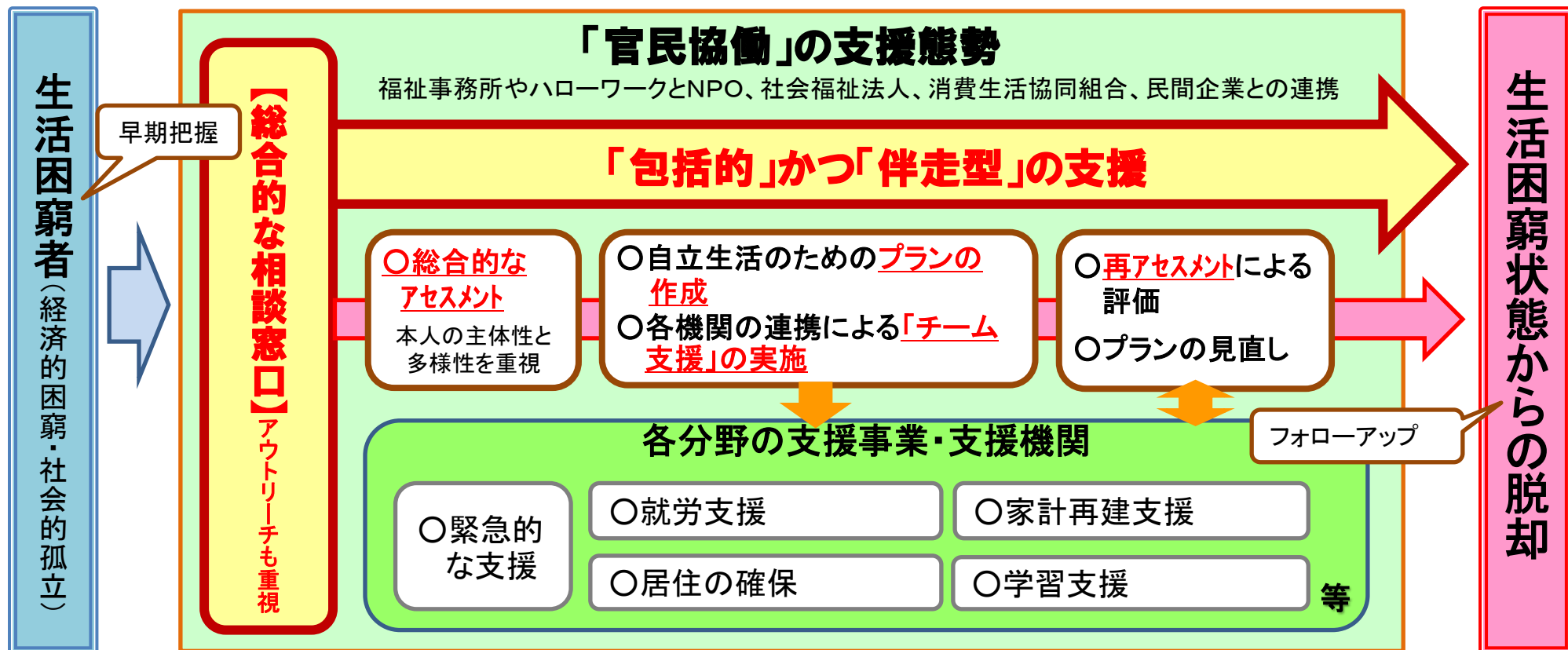
経済的困窮者・社会的孤立者を早期に把握し、必要な支援につなぐため、地域のネットワークの構築や、民間事業者・公的機関と地方自治体との連携強化、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化等を図る。

○初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築

初期段階から、「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援(アウトリーチ)、チームアプローチによる支援を展開し、「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢を築く。

○民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。



総合的な相談支援の在り方

これまでの主な議論等

【現状と課題】

（生活困窮者に対する支援体制）

- ・ 現在、生活保護受給者数は過去最高に達している（H24.6:211万人）。特に稼働層における増加が著しい。また、非正規労働者の増加等の中で低所得者が増大している。
 - ・ 現在は、生活保護受給者をはじめ経済的困窮者に対する総合的な支援拠点は福祉事務所が担っている。しかし、福祉事務所のケースワーカーの負担は重くなっている（ケースワーカー1人当たり対応数は、H12からH23にかけて78世帯から97世帯に増加した後、H24には93世帯に減少、充足率は指定都市平均84%）。
- また、生活保護脱却者には、定着支援の実施が再度生活保護になることの防止につながると考えられるが、その対応が十分できていない。

（総合相談と包括的な支援機能）

- ・ 地域の中で生活課題を抱える者を早期に発見し早期に対応するため、ネットワークの強化とともに支援機関が積極的に訪問支援すること（アウトリーチ）が必要との指摘がなされている。
- ・ 社会的に孤立している者は、様々な点で困窮リスクが高いと指摘されている。生活困窮者は、経済的困窮のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康問題など複合的な課題を抱えている場合が多い。
- ・ 現行の相談窓口では、アウトリーチ機能が弱く、社会的に孤立している者や複合的な課題を抱えた人に対する支援が適切に行われているとは言い難い状況。
- ・ これに対し、一部の地域においては総合相談とワンストップ対応を目指した取り組みを進めている事例がある（後述）。

【特別部会における主な議論】

- ・ 生活困窮者の抱える複合的な課題に対応するためには、公的機関と民間機関又は民間機関同士の協働により包括的・総合的な相談体制を構築することが必要。
- ・ アセスメントにより、客観的に課題を把握し、根拠に基づく支援を行うことが必要。
- ・ 生活困窮者の支援に当たっては、既存の地域資源を活用するためのコーディネーターが必要。
- ・ 待ちの支援ではなく、アウトリーチによる支援が有効。
- ・ 一定期間、継続して関わっていく「伴走型」支援が必要。
- ・ 総合的な相談支援センターがアウトリーチを含めて相談を行い、アセスメント、データ作成、サポートプラン作成、伴走型支援、リプランを行うことが必要。
- ・ 総合的な相談支援センターと併せ、受け皿となる社会資源の確保が必要。
- ・ 生活保護受給者が急増する中で、ケースワーカーのみで自立に向けた支援をすべて担うのは困難。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

○ 今後、生活困窮者に対し「谷間」のない総合相談や包括的・継続的な支援（「伴走型」支援）を行うため、費用対効果の視点も踏まえつつ、総合的な相談支援センターの設置を検討してはどうか。

○ その際、総合的な相談支援センターの対象者をどのように考えるか。

○ また、総合的な相談支援センターの具体的な機能や役割をどう考えるか。

※例えば、以下のような機能や役割を果たすことが考えられるが、どうか。

①生活困窮者の早期把握・訪問支援

②包括的で「谷間」のない総合相談

③アセスメントからプラン作成、伴走型支援とコーディネート

④地域資源の活性化と開発

⑤利用者が活用できる情報やサービスのワンストップ化

⑥継続的な支援のためのデータベースの整備

⑦地域の現状把握・分析

○ 総合的な相談支援センターと福祉事務所との役割分担をどう考えるか。

○ 生活困窮者問題の性格や、官と民の役割分担の視点も踏まえ、総合的な相談支援センターの設置や運営の主体について、地方自治体の役割や、地域の中の社会福祉法人、NPO法人等の民間団体の役割についてどう考えるか。

○ その際、市町村の中には、小規模な自治体や福祉事務所のない町村もあること、地域によって社会資源の状況等が異なることを十分に踏まえ、地域の実情に応じ柔軟に対応することが可能となるよう考えることが必要ではないか。

○ 総合的な相談支援センターが果たすべき機能や役割を考えた場合に、配置すべき職員の専門性やその養成についてどう考えるか。

総合相談・ワンストップ対応の事例

- 一部の地域においては、複合的な問題を抱える者に対する縦割りでない総合相談やワンストップ対応を行い、成果を上げているところがある。

野洲市【直営＋既存の総合相談窓口に併設】

- 市の既存の相談体制の機能を強化。
- ワンストップで相談対応が可能であり、利用者への利便性が高い。
- 直営方式のため、自治体内部組織（福祉事務所等）との連絡調整、連携を円滑に行うことが容易。
- 税、国民健康保険、水道担当等の滞納情報を活用することで、生活困窮者の早期把握・早期支援が可能。
- 市にとっても、市民の借金問題を解決することで過払い金の回収等を通じて公租公課の滞納額圧縮に寄与。

富士宮市【直営＋地域包括支援センターに併設】

- 高齢者向けの総合相談窓口である地域包括支援センターに、新たな人員を配置し機能を強化。（全世代対応型に）
- 新たな相談窓口を設置するよりも地域包括支援センターのノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が可能。
- 直営のため、自治体内部組織との連絡・調整、連携が容易。
- 8か所のランチを設置することで、地域住民の利便性も向上。

TOKYOチャレンジネット（東京都全域が対象）【委託・補助（複数法人）＋既存支援窓口との併設によるワンストップ型】

- 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりしている不安定就労者や離職者に居住支援、生活支援、就労支援、貸付を実施する広域的な取組事例。
- ワンストップサービスを実現するため、複数の民間法人に委託又は補助しつつも、窓口を一ヶ所に集約。ハローワーク職員の出張相談も同じ場所を実施。
- 相談者にとって、極めて利便性が高い仕組みであり、迅速かつ効果的な支援が可能。

豊中市【委託＋地域福祉ネットワークで対応】

- 「制度の狭間」に取り組み、民間活用型ながら行政との連携が緊密であり、かつ社会資源の開拓も視野に入れる参考例。
- 地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能を担うコミュニティソーシャルワーカーを生活圏域（7地域）ごとに2名配置し、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスでは対応困難な事案の解決に取り組んでいる。

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」【委託＋複数自治体による広域共同設置】

- 中核地域生活支援センターは、福祉圏域ごとに県が委託して設置。（がじゅまるは市川市及び浦安市をカバー。）
- 総合相談を主として実施。相談を受け止め、他機関につなぎ、支援体制を構築するまでの移行支援を中心に行う。
- ※ 単独では相談センターの設置が難しく、かつ、適切な民間委託先がない小規模自治体では、複数市町村と共同で一法人に委託することが考えられる。

就労支援の強化

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「多様な就労機会」と「家計再建＋居住の確保」の新たなセーフティネットの導入の検討

社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建(相談支援・貸付)＋居住の確保」などを柱とする新たなセーフティネットを検討する。

本人の「ステージ」に応じた多様な就労支援

○「中間的就労の場」の提供等

・直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」などを提供

＜参考例＞

1. **自治体の取組** ①京都府では、ひきこもりの若者の就労支援として、食堂での雇用やものづくりの場での技術指導等の中間的就労の取組を実施。②釧路市では、就労型インターンシップとして、ゴミの選別作業・公園管理等を実施。
2. **民間の取組** ①「(福)一麦会(和歌山県)」では、障害者に加え、ひきこもりの若者を対象に農業(6次産業化)での就労を提供。②「(特)とちぎボランティアネットワーク」では、インターンシップによるニート等の就労支援や、地域の課題に対応した仕事おこしを通じた就労支援の取組を実施。

中間的就労

一般就労

○自治体とハローワークとが一体となった就労支援

- ・「福祉から就労」支援事業の抜本強化
- ・求職者支援制度による支援

社会参加

日常生活自立

○就労準備のための支援

- ・就労体験等を通じた訓練
- ・生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練

就労準備のための支援の在り方

これまでの主な議論等

【現状と課題】

- ・生活保護受給者のうち、就労可能と考えられる層が急増している。生活困窮者のうち一定の者については、公共職業安定所（ハローワーク）を利用した求職活動、求職者支援制度、ハローワークと地方自治体による「福祉から就労」支援事業（約4.5万人（平成23年度））、福祉事務所の就労支援員による就労支援プログラム（約5.4万人（平成22年度））等の施策により対応。
- ・各地でも、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験等、一般就労に従事するための基礎能力の形成を支援する取組が独自に行われている（後述）。

【特別部会における主な議論】

- ・就労までにステップを要する人もいる。働くことへの動機付けを醸成していくことが必要。
- ・就労の場の確保に当たっては、ハローワークなどの関係機関がネットワークを組んで、社会環境を整えていくことが必要。
- ・日常生活の訓練、住居の確保、中間的就労、一般就労に向けた支援など、きめ細かい支援が必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 費用対効果の視点も踏まえつつ、従来の雇用施策の枠組による支援に加え、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業の検討が必要と考えるがどうか。
- その際、事業の対象者像をどのように考えるか。
- 事業の内容を踏まえると、稼働層であって、一般雇用に就くことが直ちには難しく、職業紹介や求職者支援制度等の就労支援の対象ともなりにくい者を対象者の中心に考えてはどうか。（その場合、65歳以上の稼働層についてはどう考えるか。）

- 事業を開始する際には、総合的な相談支援センターでのアセスメントやプランの作成などを必要とし、定期的に評価を行いながら支援を進めることが必要ではないか。
- 就労準備のための支援は有期としてはどうか。
- 支援の在り方については、社会参加をする上で必要な生活習慣の形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、継続的な就労経験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の段階を設ける等の工夫が必要ではないか。
- 事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等が考えられるが、どうか。
- 事業の実施主体について、官と民の役割分担の視点も踏まえ、地方自治体の役割や、地域の中の社会福祉法人、NPO法人等の民間団体の役割についてどう考えるか。
- 費用負担の在り方について、本人負担、事業者負担、公的支援の関係をどう考えるか。

生活困窮者等への就労準備のための支援の事例

○ 近年、地域において、生活訓練・就労訓練等を通じた就労準備のための支援を行う取組が始まっている。こうした事業では、ひきこもりやコミュニケーション能力が低い者を対象としノウハウ等の蓄積がない中でも、成果を上げている。

横浜市中区「仕事チャレンジ講座実施事業」 (平成23年10月～)

【事業概要】生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施 (1か月程度)

【実績】

○ 平成23年10月～24年3月に修了した48名中27名が就労 (就労率56.3%)

足立区「仕事道場」 (平成21年度～)

【事業概要】あだち若者サポートステーションにおいて、コミュニケーション能力等の乏しいニート等がNPOの職員の指導のもと、地域の事業所に置いて就労体験 (訓練) を行うもの (平均就労期間: 約3.9か月)。

【実績】

○ 平成24年7月までに訓練を受講した57名中36名が卒業し27名が就職 (卒業者に占める就職割合は75%)。

特定非営利活動法人青少年自立援助センターの若者自立支援

【事業概要】ひきこもり・ニート・不登校等の若者の自立を支援するため、合宿形式による生活改善・ボランティア・学習指導等を行うもの。

【実績】

○ 平成24年1月現在センターに在籍している者 (※) 24名のうち7名が就労、6名が進学している。 (進路決定率約54%)

※ プログラム終了後も引き続き、センターには居住。

※ このほか、「若者自立塾事業」受託時には、平成17年7月～22年4月に、154名中94名が就労、8名が進学 (進路決定率約66%)。基金訓練「合宿型自立支援プログラム」を通じて、平成22年7月～23年12月に、51名中33名が就労 (進路決定率約65%)。

中間的就労の在り方

これまでの主な議論等

【現状と課題】

- ・ 就労可能性のある生活保護受給者、生活困窮者及び社会的孤立者に対して就労準備のための支援を行うこととしても、直ちには一般就労が困難な者や、総合的な相談支援センターでのアセスメントの結果、将来的には一般就労に就く可能性があると判断されるが、まずは中長期的に生活自立支援とともに、就労体験等を行うことが必要な者の存在が想定される。
- ・ こうした人々に対する就労支援のため、一部に社会福祉法人、NPO等が「中間的就労」として、多様な働き方の場の提供を行っている事例があるが、全国的には不十分である。

【特別部会における主な議論】

- ・ 就労支援によって一般就労を実現し、直ちに生活保護を脱却するというモデルは簡単には実現できない。「中間的就労」という場が必要。
- ・ 中間的就労には、一般就労へのステップアップの途中の場合と、社会参加型の就労の場合とがある。
- ・ 自立に時間を要する若者を受け入れ、労働を通じて、社会に統合していく社会的企業が必要。また、社会的企業の存立基盤を確立し、支援の持続可能性を高める取組が必要。
- ・ 中間的就労の推進に当たっては、制度・枠組みを作るというよりも、生活困窮者を受け入れる企業が取り組みやすくなるようなヒントや、労働法規の適用関係等について整理する必要。
- ・ 無償で行う訓練という形態では、就労の動機付けが難しい面もある。
- ・ 中間的就労に取り組む主体が、採算を確保して事業運営していく方策について検討する必要。
- ・ 社会的企業を持続可能とするためには、こうした企業に配慮した公的な仕事の受注の仕組みについて検討する必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 短期間での集中的な就労支援では一般就労が困難な層に対して、支援付きの就労（雇用・非雇用）である「中間的就労」の場を設けることを検討することが考えられるが、どうか。
- その際「中間的就労」の対象者像をどのように考えるか。
- 就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができなかった者や、将来的に就労可能だが直ちに一般雇用に至らない者が対象として考えられるが、どうか。

- 「中間的就労」の内容は、一定程度の生活習慣が確立していることを前提に、軽易な作業等の機会を提供するものとしてはどうか。
- 「中間的就労」の提供に当たっては、総合的な相談支援センターでのアセスメントやプランの作成などを必要とし、定期的に評価を行いながら支援を進めることが必要ではないか。
- 「中間的就労」の役割や対象者像を踏まえた場合に、支援の期間をどう考えるか。例えば、一般就労までの間とといったような緩やかなものとするについてどう考えるか。
- 「中間的就労」は、社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として考えてはどうか。
- 特に、社会福祉法人については、法人の公益的性質に鑑みた場合、「中間的就労」で果たす役割をどう考えるか。
- 実施形態はどのような形態が想定されるか。例えば、いわゆる社会的企業の形態（就労者のうち生活困窮者等が一定割合以上を占める事業所で、自らの収益により運営する形態）、一般事業所の活用（一般事業所内で生活困窮者等に就労の場を提供する形態）等が考えられるが、どうか。
- 「貧困ビジネス」化の防止の観点から、就労環境の質を確保するための仕組みを検討することが必要ではないか。（例えば、適切な事業所であることを公的機関が認定する仕組みを設けるなど）
- 「中間的就労」を推進していくための支援をどう考えるか。例えば、以下のような支援が考えられるが、どうか。
 - ①「社会的企業」の立上げ支援（自立した運営を継続させるための仕事づくり・仕事起こし、資金確保などの経営上のノウハウを有する人材の育成や、起業のための支援、好事例の蓄積や紹介等）
 - ②「応援事業所」の開拓・支援（地域の事業所を「中間的就労」の場として開拓し、対象者と結びつける）
 - ③関係機関同士の連携（「中間的就労」を推進するための、地域における関係機関同士による連携）

中間的就労の事例

- これまでも、地域において、一般就労に就くことが難しい者に簡易な就労の場等を提供する独自の取組や、地域の関係者によるネットワーク形成が行われてきており、そうした支援の広がりを求める声は高まってきている。

千葉県「生活クラブ風の村」の「ユニバーサル就労」

【事業概要】「はたらきたいのにはたらきにくいすべての人」を対象に、雇用による就労のほか、「通勤ター」(支援付き就労。必ずしも雇用契約によらない)等の就労形態を提供することで、対象者のステップアップを図る。

【実績】 平成23年度は、全ての参加者(17名)が一般就労を含む事業所内でのステップアップを達成。

和歌山県一麦会での6次産業を通じた就労支援

【事業概要】障害者の就労支援の一環として、地域農業を中心に6次産業化を推進することで雇用創出を図る中で、ひきこもりの若者等も対象者として受け入れ、支援を実施。

【実績】 ひきこもりの者の就労に向けた支援と併せ、地域の耕作放棄地化の歯止めとしても役立っている。

北海道釧路市での就労支援

【事業概要】地域のNPO等の事業者と協力し、有償・無償のボランティア活動、インターンシップ等を通じた生活保護受給者の就労やステップアップを支援。

【実績】 平成22年度参加者数:就労移行型インターンシップ18名、公園管理ボランティア62名、作業所ボランティア2名、介護施設等におけるボランティア20名。

とちぎボランティアネットワークの「ワーキングスクールプログラム」

【事業概要】地域の企業80社に協力を依頼し、コーディネーターの支援の下、ひきこもりの若者等が職場体験をできる場を開拓。(現在は「しごとれ(仕事トレーニングプログラム)」として実施)

【実績】 平成17年～20年に43名中32名が研修を修了し、就職率71%(正社員6名)。

京都府での就労支援

【事業概要】行政機関、経済・福祉・教育関係の各団体が一体となった「きょうと生活・就労おうえん団」を設立し、中間的就労開拓への協力、ネットワークづくり、賛同者増に向けた広報・啓発を実施。

【実績】 「『風のとき』事業」では、京都市内の中小企業が自社の社員食堂をひきこもり者の就労支援の場として提供するなど、地域での中間的就労の場の開拓が進められている。

ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

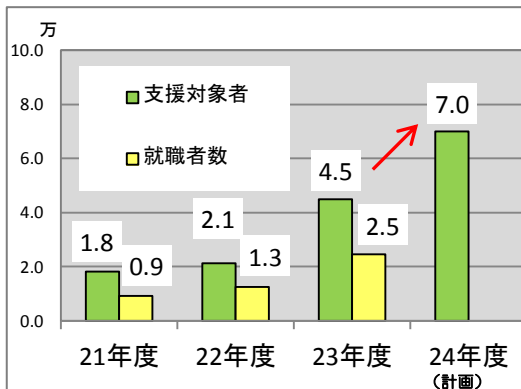
○ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

自治体とハローワークが一体となった就労支援体制(両者の一体的窓口や巡回相談等)を全国的に整備の上、就労可能な生活困窮者を広く対象に、早期のアプローチを徹底するとともに、対象者の課題に応じた能力開発等の支援施策の充実を図るなど、就労支援を抜本的に強化する。

<現状の取組み>

○「福祉から就労」支援事業(23年度～)

- ・ ハローワークと自治体の協定等による連携基盤を踏まえたきめ細かいチーム支援により実績伸長。



○アクション・プランに基づく一体的実施

- ・ 国と市の一体的実施 33市区
- ・ うち生活保護受給者等を対象にしたもの 16市区 (いずれも本年6月現在)
- 支援対象者数、就職者数等で目標・計画を大きく上回る実績
- ← 福祉事務所の来所者を即時に職業紹介窓口へ誘導できる効果

(例)
所沢市
(平成23年9月～)
就職者数 75人
(目標36人)
総社市
(平成23年7月～)
支援対象者数 126人
(目標80人)
就職率 67.5%
(目標60%)



地方自治体 (福祉事務所等)

生活困窮者

生活保護受給者等
→ 新規受給者、相談・申請段階の者等
ポスター層に重点

児童扶養手当
住宅手当受給者等

- これら就労支援の対象者母数：現状でも50数万人に上ると推計
- ワンストップ型の支援体制整備により、支援を通じ雇用による就労実現が期待できる者を可能な限り把握・支援

- 協議会、協定の締結等の連携基盤確立
- 一体的実施窓口、ハローワークからの定期巡回相談等、ワンストップ型の支援体制を全福祉事務所を対象に整備
- 支援対象者の漏れない捕捉、早期支援の徹底

就労に関する支援要請
→ 両者共同で支援対象者選定の上、個別の就労支援プラン策定

※ ワンストップ窓口では即時相談・紹介も実施

ハローワーク

就職支援ナビゲーター
(現行1,000名)
等による支援体制の抜本整備

<主な就労支援メニュー>

- キャリア・コンサルティング
- 職業相談・職業紹介
- 職業準備プログラム
- トライアル雇用
- 能力開発プログラム
- 個別求人開拓
- 広域型を含めたマッチング等

→ 就職実現に当たっての課題を踏まえ、能力開発プログラム等の支援メニューの抜本強化

職場定着に向けた
フォローアップ強化

雇用による就労
職場への定着・自立

生活支援戦略の一環で再編・抜本強化

ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

これまでの主な議論等

【現状と課題】

- ・ 就労支援の対象となる生活困窮者の規模について、一定の仮定の下で推計すると、生活保護を受給している者のうち稼働年齢層で、不就労、疾病・育児等の就労制約のある者が約32万人、これに加え、新たに生活保護受給に至る者（フロー層）やその他の福祉制度の利用者（ボーダー層）等も含め、現状でも少なくとも50数万人規模（これら生活困窮者の中には、ハローワークでの就職支援を通じた就職までは、直ちには困難と見込まれる者も相当程度含まれている）。
- ・ 就労可能と考えられる生活保護受給者が急増する中で、平成23年度から従来の事業を拡充し、新たに「福祉から就労」支援事業として、ハローワーク・自治体間の協定等による連携を基盤として、よりきめ細かい就労支援を展開し、実績が伸長している。
- ・ また、平成23年度から、「アクションプラン」に基づく「一体的実施窓口」として、自治体の提案に基づき、ハローワーク・自治体の共同事業の位置づけで、就労支援のワンストップ窓口を順次整備している。平成24年9月現在、27道府県、38市区町で「一体的実施窓口」を整備しているが、自治体の切実なニーズ等を踏まえ、うち20市区が生活保護受給者等の生活困窮者を主たる支援対象としており、それぞれ創意を凝らした体制整備や早期アプローチの効果等により、目標を大きく上回る実績を上げている。
- ・ このように自治体・ハローワーク間の連携基盤の整備や、これを踏まえた就労支援の経験や知見は徐々に蓄積されつつあるが、就労支援の潜在的な対象者数との関わりでは、支援の体制や規模はまだまだ不十分であり、必要な支援対象者を的確に捕捉し、早期にアプローチ可能な体制整備には至っていない。
- ・ また、総合的な相談支援体制が構築されると、早期把握が進み、さらに支援の対象者が増加するものと見込まれる。これらの層に対して、より効果的な支援を実施するためには、平成25から26年度のモデル事業期間中の同センターの運営状況を踏まえ、ハローワークとの連携の在り方を検討する必要がある。

【特別部会における主な議論】

- ・ 被保護者への早期・集中的な支援は有効であり、ハローワークと福祉事務所の連携を一層強化すべき。
- ・ 就労支援について、ハローワークが遠方にある自治体の場合、就労に関する十分な情報を得にくいという課題がある。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底してはどうか。
- 支援対象者の中には、就労準備のための支援の利用までは必要ないものの、様々な課題を抱えている者がいることから、それらの課題に応じた能力開発等の施策を充実するべきではないか。
- 「就労支援の抜本強化」として以下の取組が考えられるが、どうか。
 - ・ 今後、ワンストップ型の支援体制をハローワークと全国の福祉事務所の間で整備することにより、就労支援の必要な対象者を確実に把握し、早期に支援を開始することができる体制を構築してはどうか。
 - ・ 具体的には、全国の福祉事務所ごとの就労支援の対象となる生活保護受給者数の規模に応じ、①常設のワンストップ窓口の設置、②ハローワークから福祉事務所への定期的な巡回相談によるワンストップ支援体制の整備、③予約相談制の導入等その他の連携体制の構築の3類型に分けて対応してはどうか。
 - ・ これまで就労支援の対象としていた生活保護受給者等に加え、新たに生活保護を開始しようとする者や生活保護の相談者で受給に至らない者を支援対象とし、ハローワークによる支援規模を大幅に拡大してはどうか。
 - ・ 生活保護受給者を含む生活困窮者等の支援に当たっては、能力開発等の支援を実施することにより就職の可能性があるものの、職業経験が乏しく、生活基盤やコミュニケーション能力レベルの課題を有する者が一定程度見込まれるため、その課題に応じた支援プログラムを開発・実施してはどうか。
 - ・ 離職のリスクを抱える者に対して、就職後の職場定着に向けて、ハローワークによるフォローアップを確実に実施すべきではないか。

家計再建に向けた支援の強化

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

- ・「多様な就労機会」と「家計再建＋居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討
社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的な就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建（相談支援・貸付）＋居住の確保」などを柱とする新たなサポートを検討する。

【現状と課題】

- ・現在、失業者等の家計再建を支援する仕組としては、リーマンショックを踏まえ平成21年10月に創設された「総合支援資金貸付制度」が存在している。これは、都道府県社会福祉協議会が実施しており、概ね市町村民税非課税世帯を対象とし、貸付原資は全額国費により賄われている。22年度の貸付件数4万1,000件、貸付額260億円となっており、失業者等の自立を支援する制度として一定の効果を上げているが、現場では増大する貸付需要への対応と償還が低調であるといった面で苦慮している状況がある。
- ・他方、22年6月に改正貸金業法が施行され、貸金業者が個人に年収の1/3を超える貸付を行うことを原則禁止する総量規制等が講じられた。これらにより、貸金業からの5件以上の無担保・無保証借入れ残高のある利用者は大幅に減少（19年3月：171万人→24年8月：37万人）したが、現在も一定数の多重債務者は存在しており、その家計再建等は引き続き重要な課題となっている。
- ・こうした中で、一部の消費生活協同組合や民間金融機関において、家計相談・指導をきめ細かく行いつつ、生活困窮層も含めて貸付を行い、貸倒れも少ないという好事例が見られる。また、外国の事例では、フランスやアイルランド等において、専門家による家計再建相談と小口貸付が連携した家計再建支援システムが導入され、成果を上げている。

【特別部会における主な議論】

- ・現在、都道府県社会福祉協議会が行っている総合支援資金貸付については、償還率が低調で、十分に機能していないのではないか。
- ・貸付事業を安定的に実施できるような支援策を講ずる必要はないか。非営利金融の取組を広げるべきではないか。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 家計再建は単に貸付を行うのに留まらず、家計収支の改善等を図る観点から、家計等に関する相談支援を併せて行う必要があると考えるが、どうか。
- 市町村民税非課税以上の所得層であっても、多重債務や一定期間返済が滞るなど、一般金融機関からの借入が困難な者が生活困窮状態に陥らないよう、こうした者が貸付を受けられるような環境の整備を検討してはどうか。
- 家計等に関する対応をきめ細かく行う観点や、費用対効果の視点等を踏まえ、家計再建に向けた相談支援について、地方自治体の役割や、貸付審査権限を持つ、貸付機関の役割をどう考えるか。
- 家計再建に向けた相談支援を行う上で、総合的な相談支援センターとの役割分担をどう考えるか。
- 生活保護受給者に対する家計等に関する相談支援についてどのように考えるか。
- 家計再建のための支援員の専門性やその養成についてどのように考えるか。
- 現行の生活福祉資金貸付制度については、家計再建に向けた相談支援と併せて行うことにより、その機能強化を図るとともに、貸付手続の迅速化など運用の改善を図るべきと考えるが、どうか。
- 市町村民税非課税以上の所得層を対象とした貸付機関として、現在は、消費生活協同組合等による実践が行われているが、こうした実践も含め、多様な貸付機関が参画できるようにすべきではないか。

家計再建に向けた事例

- 家計再建に向けた事例として、現状、各都道府県社会福祉協議会による「総合支援資金」に加え、一部の民間貸付機関において、多重債務者等の一般金融機関からの借入が困難な者に対し、相談を丁寧に行いつつ貸付を行う事例等がある。

都道府県社会福祉協議会による「総合支援資金」

【事業概要】市町村民税非課税程度の低所得世帯を対象に、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費等の貸付を実施。生活費については、貸付上限額1月15万円(2人以上世帯の場合は20万円)、貸付期間12月以内。

【実績】

- 平成22年度貸付件数41,344件、貸付金額約262億円。

消費者信用生活協同組合やグリーンコープ生協ふくおか等による貸付

【事業概要】多重債務等生活に困窮する組合員を対象に、生活再建のためのきめの細かい相談支援を行った上で、相談の結果、必要に応じて債務整理資金や生活資金の貸付を実施。

【実績】

- 消費者信用生活協同組合においては、平成23年度貸付件数4,301件、貸付金額約50億円。
- グリーンコープ生協ふくおかにおいては、平成23年度貸付件数265件、貸付金額約1.5億円
- 両者とも貸倒率は1%未満。

静岡県労働金庫や多摩信用金庫等の民間金融機関による多重債務問題への取組

【事業概要】多重債務者向けのローン商品を設定し、多重債務問題に関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて融資を実施。静岡県労働金庫においては、民間相談機関と連携して支援を行っている。

自治体と民間金融機関の提携による多重債務問題への取組(栗原市のぞみローン)

【事業概要】栗原市においては、金融機関と連携し、多重債務問題の解決を支援。福祉事務所で相談支援を行いつつ、融資が必要な場合には提携金融機関(一関信金、仙北信金)の融資を紹介。提携金融機関においては、「のぞみローン」として多重債務者向けのローン商品を設定。

居住の確保

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

- 「多様な就労機会」と「家計再建＋居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討
社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的な就労」などの「多様な就労機会」の確保と「家計再建（相談支援・貸付）＋居住の確保」などを柱とする新たなサポートを検討する。

【現状と課題】

（施策の全体像）

- ・居住の確保に関する施策としては、現物給付として、市場環境整備等のほか公営住宅等の住宅供給や福祉施設等の供給が行われるとともに、現金給付として、住宅手当や生活保護が行われている。

（主な施策の現状と課題）

住宅手当制度

- ・住宅手当制度は、リーマンショック後、平成21年10月に開始（基金による全額国費の事業であり24年度末をもって終了）。離職者に対し平成24年7月までに約8.8万件の支給決定が行われている。
- ・受給者の常用就職率は、累計で38.7%（平成24年7月現在）、年度別では、平成21年度は7.8%、平成22年度は41.8%、平成23年度では54.5%と着実に上昇している一方、受給終了後に生活保護へ移行した者の割合は21.4%となっている。
- ・一方、現状のハローワーク中心の就労支援には限界もある状況。

緊急的な宿泊支援

- ・路上生活者や近年増加しているインターネットカフェ等を宿泊所として利用している者に対しては、現在、健康悪化を防止するため、3か月以内の期間を原則として、ホームレス緊急一時宿泊事業（以下「シェルター事業」という。）が行われている（平成24年度末に終了する基金事業）。
- ・シェルター事業の年間延べ入所者数は、施設型では182,190人（平成23年度実績）、借上型では6,105人（平成23年度実績）となっているが、現状では名古屋、大阪など限られた自治体のみが実施している。

公営住宅制度

- ・公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸するもの。
- ・管理戸数は約217万戸（H22年度末）、応募倍率は8.9倍（H22全国平均）となっている。

【特別部会における主な議論】

- ・単身の若年低所得者は、住宅施策の主な対象になってこなかったのではないか。
- ・住居の確保に当たり、入居契約の際の保証人をどのように確保するかという問題がある。
- ・ホームレスの方を対象とした無届け施設が増加しており、いわゆる「貧困ビジネス」への対応が必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 経済的困窮からの脱却促進の観点や、費用対効果の視点を踏まえ、離職による住居喪失又はそのおそれが高い低所得者に対する居住の確保のための仕組みについてどう考えるか。
- その際、離職後の期間など対象者の設定をどう考えるか。また、総合的な相談支援センターとの関係についてはどう考えるか。
- 住居がない生活困窮者に対し、緊急的に一時的な宿泊場所や衣食等の日常生活に必要なサービスを提供することについてどう考えるか。その際に、官と民の役割分担の視点も踏まえ、地方自治体の役割や、地域の社会福祉法人、NPO法人等の民間団体の役割についてどう考えるか。
また、こうした者に対して、総合的な相談支援センターによるアセスメントを実施し、家計再建に向けた支援など、他の支援につなげることで、生活保護に頼ることなく、自立を促進する仕組みが考えられないか。
- 居住の確保を円滑に行うため、以下のような取組が必要ではないか。
 - ①就労支援情報と居住支援情報のワンストップ化（総合的な相談支援センター等へ公営住宅等の情報を提供）
 - ②公的賃貸住宅を活用した離職者等の居住安定化
 - ③離職者を含めた低額所得者に対する民間賃貸住宅の供給支援

(参考)住宅手当制度(～平成24年度末)

住宅手当制度の概要

離職により住まいを失った方等が住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給。

➤ 支給対象者

平成19年10月以降に離職した方であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある方

➤ 支給要件

①収入要件:月収約13.8万円未満(単身世帯)。(2人世帯は17.2万円以下、3人世帯は24.2万円未満)

※金額は東京都区の場合であって、地域により異なる

②資産要件:預貯金50万円以下の方(単身世帯)。(複数世帯は100万円以下の方)

③就職活動要件:受給中、ハローワークでの月1回以上の職業相談や週1回以上求人先への応募等

※離職者が直ちに生活保護に至らないよう、収入要件は生活保護と同様の水準、資産要件は生活保護より要件を緩和。

➤ 支給額

単身世帯:21,300円～53,700円 複数世帯:27,700円～69,800円

➤ 支給期間

最長6か月間(就職活動要件を誠実に実施している場合はさらに3か月延長可能(最長9か月間))

住宅手当制度の実績及び課題

○支給決定件数:120,010件(平成21年10月～平成24年7月。延長決定分含む)、直近の平成24年7月は2,429件

○住宅手当受給者の常用就職(※)率:38.7% 直近平成23年度実績は54.5%

(※)期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

○住宅手当受給終了後に生活保護へ移行した者の割合:21.4%

○住宅手当受給者は、早期に就職している人のほか、支給期限である6ヶ月目、9ヶ月目に就労している傾向。

(住宅手当受給開始後の就労までの月数別割合:2ヶ月目:17% 6ヶ月目:19% 9ヶ月目:11%)



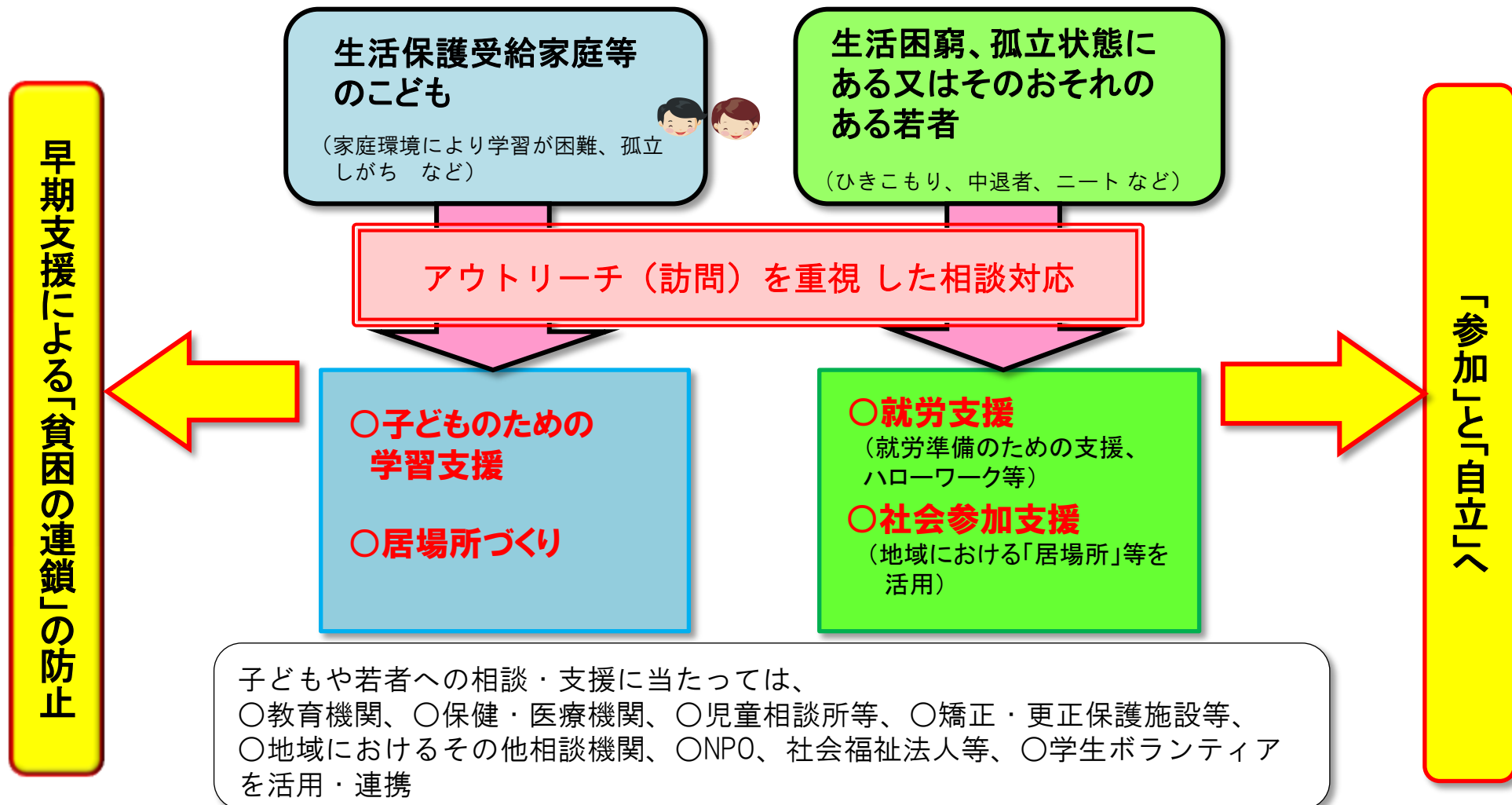
・有期という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして一定の効果を発揮。

「貧困の連鎖」防止のための取組

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○「貧困の連鎖」の防止のための取組

「貧困の連鎖」の防止等の観点から、地域において教育関係機関と福祉関係機関等が連携して、幼年期・学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの機会の提供も含めた学習支援を積極的に展開する。



「貧困の連鎖」防止の取組

これまでの主な議論等

【現状と課題】

- ・ 学歴別の貧困率でみると、高校中退を含む中学校卒業者の貧困リスクが非常に高い。
(参考) 学歴別貧困率：中卒28.2%、高卒14.7%、大卒7.7%
- ・ 生活保護世帯の世帯主が、過去の出身世帯においても生活保護を受給していた世帯は約25%と高率になっている。
また、生活保護世帯の中学生は、一般世帯の者に比べ、①生活のリズムが不規則である者が多い、②家庭内での日常的な学習習慣が定着していない者が多い、③学校での成績の自己評価も低く、学力問題が生じている可能性があるなどを指摘する調査研究がある。
- ・ こうした中で、若者の職業的自立支援の拠点として、地域若者サポートステーションが全国116か所において展開されており、キャリア・コンサルタントによる専門相談、職場体験、コミュニケーション訓練、各種セミナー等の就職支援プログラム等のほか、一部でアウトリーチ事業（中退者等の自宅等への訪問支援）や高校中退者等への学び直し支援や生活習慣改善のための生活訓練の支援を実施している。
- ・ また、生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国94自治体で実施され、一部自治体では利用者の高校進学率の改善がみられる。

【特別部会における主な議論】

- ・ 多様な問題について学校だけで対応することは困難であり、地域若者サポートステーションなどの支援機関と学校とが連携・協力して支援を行うことが必要。課題を抱える若者を学校段階で把握し、早期に支援を開始することが必要。
- ・ 高校中退者の自立支援に向けては、相談機関や、経済援助、職場実習機会のほか、居場所や基礎的な学習支援が必要。
- ・ 親による支援が期待できない若者に対する支援策が必要。また、家族を含めた支援が必要である。
- ・ 合宿型の訓練は、引きこもりの若者を家族と離して生活再建する上で効果的。利用者同士の横の関係ができていくことも引きこもりからの脱出に重要。さらに、いったん就職したが、人間関係、コミュニケーションがうまくいかずに仕事を辞めた場合などに適している。

これまでの議論を踏まえた主な論点

- 「貧困の連鎖」防止の観点から、費用対効果の視点も踏まえつつ、生活に困窮している又はそのおそれのある若者に対して一元的な相談対応を行う、若者の相談支援センターの設置を検討することが考えられるが、どうか。
- 若者の相談支援センターでは、教育・福祉関係機関等と連携し、積極的にアウトリーチ（訪問支援）をすることにより、早期発見・早期対応を行い、就労支援や自立に向けた生活支援・学び直し支援など、個人の状況に合わせたきめ細やかな支援を提供することが考えられるが、どうか。その際、総合的な相談支援センターとの関係や役割分担についてどう考えるか。
- こうした事業の実施において、官と民の役割分担の視点も踏まえ、地方自治体の役割や、地域の中の社会福祉法人、NPO法人等の民間団体の役割をどのように考えるか。
- 「貧困の連鎖」防止の観点から、費用対効果の視点も踏まえつつ、生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子ども及びその保護者について、学習支援や日常生活習慣確立のための支援を提供する事業の実施を検討することが考えられるが、どうか。
- その際、地域によって社会資源の状況等が異なることも踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な実施が可能となるような仕組みとすることが必要ではないか。
- こうした事業の実施において、官と民の役割分担の視点も踏まえ、地方自治体の役割や、地域の中の社会福祉法人、NPO法人等の民間団体の役割をどのように考えるか。

「貧困の連鎖」防止の取組事例

- 一部の地域においては、生活保護受給家庭等のこどもに対する学習支援や中退者等に対する自立支援の取組がなされており、高校進学率の向上や若者の就職などで成果をあげている。

横浜市における市立定時制高校への進路支援

【事業概要】横浜市では、市立戸塚高校定時制における進路支援や生活状況に関する相談支援を、若年者の支援に専門的に取り組むNPOへ委託。キャリアカウンセラーが学校訪問し、個々の生徒の課題を把握、実践的な職場体験や就職支援セミナーを開催するとともに、すぐに就労につながらない者に対して、卒業後の居場所や活動の場を確保。

(参考) 生徒の進路状況

・平成23年度進路状況: 就職・進学54%、アルバイトその他46%

佐賀若者サポートステーションの事例

【事業概要】困難を抱える若者に対し、学校教育との連携、複数の専門職によるチーム対応により、切れ目のない自立支援を実施。中核事業である「家庭教師方式」の訪問支援は、学習支援のみならず、カウンセリングから各種適応訓練、家庭環境のコーディネートまで包括的に実施。

【実績】平成23年度における就職等進路決定者数396人(うち110人進学)。

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【事業概要】埼玉県内(政令市以外)の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等を対象に、一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員OBなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行うとともに、週1~4回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援を実施。

【実績】平成23年度は中学3年生の対象者801人のうち305人が参加。うち296人(97%)が高校へ進学した。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【事業概要】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。市が雇用した就学促進員(教員免許資格者)が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行うとともに、民間団体に委託して、教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で学習支援を実施。

【実績】平成23年度は生活保護受給世帯の生徒69人が参加。中学3年生17人のうち16人が高校へ進学した。

地域における計画的な基盤の整備

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

○「地域の力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開

地域の特性に応じてサービス基盤の整備や人材づくりを計画的に進めるとともに、福祉のみならず、保健、雇用、文教、金融、住宅、産業、農林漁業などの各分野の取組が縦割りではなく、総合的に展開される体制を整備する。

【特別部会における主な議論】

- ・人材の確保・育成や財源の確保など、生活困窮者支援を実施する体制の整備が必要。
- ・専門的な人材が活躍する場を整備する必要がある。
- ・地域において支援を担う人材の育成については、地域福祉計画での位置づけも含め、取り組むべきである。
- ・地域資源を確保する上で、人材育成等行政が担う役割は重要。他方で、行政だけでは限界があるので、地域住民が自分たちのことは自分たちで考え、取り組むことも重要。
- ・支援を担う人材として、ボランティアや引退した元気な高齢者の協力を得るような仕組みが必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

- 地域の実情に応じ、効果的・効率的なサービスが展開できるよう、モデル事業等の成果も踏まえつつ、サービス基盤・人材等の整備が必要と考えられるがどうか。
- その際、地方自治体は整備すべきサービスの量とこれらのサービスを実施することにより見込まれる効果を可能な限り定量的に把握することが重要と考えるが、どうか。また、国の役割をどう考えるか。
- サービス基盤の整備を図るための関係機関の連携方策をどう考えるか。

Ⅱ 生活保護制度の見直しに関する論点

切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

◆当面の対応として、以下の事項を実施し、生活保護給付の適正化、就労・自立支援の強化を図る。

（就労・自立支援の強化）

①保護開始直後から、期間を定めて「早期の集中的な」就労・自立支援を行うための方針を国が策定

②就労・自立支援プログラム等の拡充や体制整備等

◆これらに併せて、以下の事項について検討を進める。

（３）「脱却インセンティブ」の強化

①「生活保護基準体系」の見直し

就労・社会的自立を促進する観点から基準体系を見直す。

②「就労収入積立制度（仮称）」の導入

生活保護脱却のインセンティブを強化するため、就労収入の一部を積み立て、生活保護脱却後に還付する制度の導入を検討する。

④生活保護脱却後のフォローアップ強化

生活保護脱却後に再度生活保護受給に至ることの無いよう、就労や生活の安定を図るためのフォローアップも含めた伴走型支援を行う。

【現状と課題】

・厳しい雇用・経済情勢の中、脱却に至る就労機会を得ることは容易ではない。

・一般的に保護受給期間が長くなると就労は困難さが増す。

（その他世帯のうち収入増加による自立時期（平成22年6月分）6ヶ月未満33.8%、6月～12月未満28.2%、12月～24月未満18%）

【特別部会における議論】

・就労までにステップを要する人もいる。働くことへの動機付けを醸成していくことが必要。

・就労収入積立制度については、保護脱却につながる制度とすることが必要。

・生活保護を脱却すると税金や社会保険料等の負担が一気に増えてしまうことが、生活保護からの脱却を困難にしている。

・被保護者への早期・集中的な支援は有効であり、ハローワークと福祉事務所の連携を強化すべき。

・家計指導や保護脱却後のフォローアップは重要。その際には民間事業者への委託等の検討が必要。

・早期に就労・自立が困難な方には、ボランティア活動への参加・中間的就労の場への参加等の支援が重要。その際には民間事業者への委託等の検討が必要。

・公共交通機関の利用が不便な地域における生活保護受給者の求職活動や就職が円滑に行われるよう、自動車の保有の在り方について検討することが必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

◎保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも就労・自立支援とインセンティブを強化することとし、以下の観点からの取組が必要と考えられるがどうか。

1 保護開始段階

- 就労・社会的自立を促進する観点からの基準体系の見直し
 - ・ 受給者の能力の活用や義務の履行の取組が十分と言えない場合であっても給付額は一定である。（著しく不十分な場合には保護の停廃止がある。）このため、その活動に要する経費等も踏まえ、受給者の自発的な能力活用等への取組を促す仕組みが必要である。
- 保護開始直後から早期で集中的な就労支援
 - ・ 就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6か月間を目途に、受給者主体の自立に向けた取組についての計画の策定を求め、本人の納得を得て集中的な就労支援を行う。
 - ・ なお、一般就労が可能と判断される者であって、自らの希望を尊重した就労活動を行っても3ヶ月（場合によっては6ヶ月）経過後も就職の目途が立たない場合等には、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことを基本的考え方とすることを明確にする。

2 開始後3～6か月段階

- 「低額・短時間であってもまず就労すること」への就労支援方針の明確化（月額5万円程度の収入をイメージ）
 - ・ それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難と見込まれる稼働可能な者については、低額であっても一旦就労することを基本的考え方とすることを明確にする。
- （収入は低いとしても、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることで、その後の就労につながりやすくなる。）

3 就労開始段階

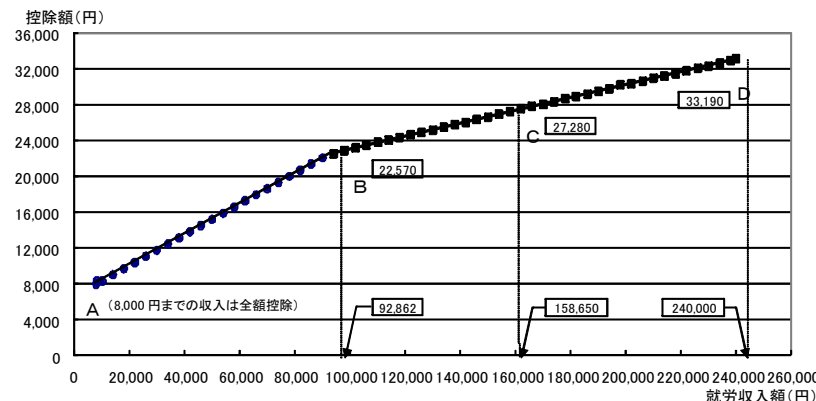
○ 勤労控除の見直し

- ・ 現在の基礎控除は、就労インセンティブ施策として一定の効果はあるものの、一層の就労を促すためには現在の金額では不十分との指摘や、増収するほどに控除率が低下する仕組みを見直すべきとの指摘もある。

このため、全額控除となる水準や控除率の見直しを検討する。

- ・ 上記と併せ、特別控除（※）については、その活用の程度にばらつきがあることから廃止も含めた見直しを検討する。

※ 特別控除：勤労に伴って必要となる臨時的な経費に対応するもので、年間を通じて一定限度額（年間勤労収入額の1割、上限額は1級地の場合150,900円）の範囲内で必要な額を控除するもの。



4 保護脱却段階

○ 「就労収入積立制度（仮称）」の創設

- ・ 現在、生活保護受給中の就労インセンティブ策として勤労控除制度が存在するが、保護受給中には原則預貯金が出来ない一方、保護脱却後には新たに各種税・社会保険料負担が生じるため、保護脱却によりかえって手取り収入が減ってしまうことが脱却をためらわせるとの指摘もあることから、脱却インセンティブの強化につながる取組みが必要。このため、保護受給中の就労収入に応じて一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する「就労収入積立制度」を創設する（詳細は以下参照）。

「就労収入積立制度」のイメージ(案)

○「就労収入積立制度」として以下のものが考えられるが、どうか。

1 対象者

○ 生活保護受給者のうち就労収入のある者

※ 就労による脱却を促進するものであり、また、本人の就労活動を評価して積立するものであるため、就労収入以外の収入は積立制度の対象とすべきではない。

2 積立方法

○ 就労収入を本人から強制的には預かれないとか実際に福祉事務所で現金を管理することは難しい等の理由から、本人の就労収入の範囲内の一定額を仮想的に積み立てるとし、積立額は、月々の収入認定額（勤労控除後）以下である必要がある。

○ 早期の脱却を推進するため、保護受給期間が長くなると金額が逡減していくような仕組みとする必要がある。

（例）積立対象期間は脱却前の一定期間とした上で、給付率は保護受給期間に応じて逡減させるなど。

○ 事務の効率化や受給者本人の理解のため、可能な限りわかりやすい算定方法とする必要がある。

3 積立（支給）額

○ 脱却時にかかる税・社会保険料等が一定期間賄える程度の金額である必要がある一方、低所得者世帯の貯蓄金額にも配慮して設定する必要がある。

4 還付（支給）要件

○ 一時金目当ての保護辞退や、受給の繰り返しを防止するため、安定した就労機会確保（例 一定期間以上の雇用契約）に伴う収入増を契機とした保護脱却（又は辞退）の場合に限り、積立相当額を支給する。

○ 循環受給を防止するため、支給後一定期間は本制度の対象としない。

5 保護脱却後

- 保護脱却後のフォローアップ支援の実施
 - ・ 生活困窮者対策の総合相談体制の中で支援を行う。

6 支援方法の見直し等

- 車が主な通勤手段である地域における就労活動用の車保有容認の要件の緩和
 - ・ 公共交通手段がないなど車が主な通勤手段である地域においては、車の保有を認めることが就労に結びつくとの指摘がある。これについて、保有要件自体は一般低所得者との均衡に配慮して見直すことは難しいと考えられるものの、車の処分を保留する（※）期間を延長することを検討する。
 - ※ 現在、半年以内に就労により保護脱却することが確実に見込まれる場合には、車の処分が保留されている。
- 転居を伴う就労に対する積極的支援
 - ・ 現在は住所地から通勤可能範囲の就労を主に支援しているが、その範囲内に稼働能力に応じた職場がない場合には、長期に安定的な就労機会の確保の目処がたつなど保護脱却が十分に見込める場合には、敷金や移送費等を負担する（※）方向で運用を見直す。
 - ※ これまでは出稼ぎを念頭に敷金や移送費等を支給。なお、移動先自治体の負担増の懸念に配慮して、相当程度生活保護脱却の蓋然性が高いと説明できる場合に限るといった条件設定をする必要がある。

※ このほか、就労機会の拡大を図る観点から、身元保証制度の創設や就労受入れに積極的に協力してくれる事業所の開拓推進についても検討する。（生活困窮者支援体系と一体的に検討）

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

（３）「脱却インセンティブ」の強化

③家計・生活指導の強化

生活保護受給者の自立を支援するため、自立に向けた家計・生活面の見直し指導を強化する。

【現状と課題】

- ・生活保護受給者の中には、毎月の支出を自らコントロールができないことにより生活困窮に至った者も少なくない。
- ・保護費の使途は制限されていないとはいえ、受給者がギャンブルをしている等の状況は国民の理解を得ることは難しい。保護費の適正な使用を図るため現物給付化を求める意見もある。
- ・住宅扶助については、宿所提供施設に限り現物給付が認められている。また、家賃滞納者等については、福祉事務所の裁量で代理納付を実施しているところもある。
※現物給付・・自治体自らが公営住宅等の住宅を受給者に提供するもの
※代理納付・・受給者が民間賃貸住宅等を借り、その家賃を自治体が家主に直接支払うもの
- ・都市部の古い民間賃貸住宅には空き室も一定程度あると見込まれる一方、一時的宿泊施設である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している者がある。
- ・また、高齢者等社会的居場所づくりが必要な者がいる。

【特別部会における議論】

- ・家計指導や保護脱却後のフォローアップは重要。その際には民間事業者への委託等の検討が必要。
- ・生活困窮者への住居の提供について、大家の理解が得られるよう、情報提供等の取組みが必要。
- ・居住の場そのものを確保するだけでなく、そこでの社会関係を作っていくための支援も必要。
- ・社会の中に居場所があることが、孤立防止に非常に重要な役割を果たすので、居場所づくりの取組みを広げることが必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

◎健康・生活面等ライフスタイルの改善支援のため、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

【健康・生活面等ライフスタイルの改善について】

○健康・生活面等ライフスタイルの改善として、以下の取組が考えられるが、どうか。

1 健康管理について

- 受給者が自ら健康管理を行い、健康の維持、向上に努めることは、受給者の自立を助長する上では必須であるものの、そのことは現行法上明確にはされていないため、受給者自らが健康管理を行うことの責務を明記し、健康面に着目した支援を強化する。
- また、受給者の健康状況を踏まえた効果的な助言指導を可能とするため、福祉事務所は受給者に対し、健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促すとともに、これまで個人情報保護の観点から入手に問題のあった、当該健康診査結果を福祉事務所が入手可能にする（P41の調査権限強化の中で対応）。
- あわせて、福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康や受診に関する相談等があった際に、助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置を検討する。これにより、受給者の疾病の早期発見や重症化予防、状況に応じた医療機関との連携及び福祉事務所自体の医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化を図る。

2 家計管理について

- 生活保護法上、保護費の適切な管理を受給者の責務として位置付けた上で、福祉事務所が必要と判断した者については、受給者の状況に応じて領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるような取組を求める。
※ 生活困窮者支援体系と一体的に検討

3 住宅扶助について

- 住宅扶助費の目的外使用を防止するため、代理納付を推進する。

4 民間住宅を活用した居住支援について

- 住宅扶助の代理納付の仕組みを利用して、家賃滞納のリスク解消という大家に対するメリットと引換に既存民間住宅ストックへの生活保護受給者の受入を促進する。
- あわせて、受給者が地域に円滑に定着できるかといった大家の不安や、代理納付した場合、受給者と大家の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況があることに鑑み、この居住支援を地域で見守り活動を行う民間団体に委託する。
- この場合、高齢・独居の多い生活保護受給者の一定の日常生活支援・相談を行ってもらうことにより、孤独防止や地域での生活をできる限り継続することが可能となることも見込める。

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

◆当面の対応として、以下の事項を実施し、生活保護給付の適正化、就労・自立支援の強化を図る。

（生活保護給付の適正化）

①電子レセプトを活用した重点的な点検指導やセカンド・オピニオン（検診命令）の活用、後発医薬品の使用促進等による医療扶助の適正化

◆これらに併せて、以下の事項について検討を進める。

（２）指導等の強化

①調査・指導権限の強化

➢地方自治体の負担軽減にも配慮し、医療機関に対する指導に係る調査等について、民間委託の導入を検討する。

②医療機関の指定等の見直し

保険医療機関に係る指定制度も踏まえつつ、現在の指定医療機関制度について、指定の要件、有効期間、取消要件など指定の在り方等について検討する。

【現状と課題】

- ・生活保護制度の医療扶助は、受給者が元々医療を必要とする者が多い事情はあるものの、保護費の約半分を占めている状況であり、適正化を強化していくことは重要な課題。このため、平成２４年度には、電子レセプトの機能を強化し、全自治体で一定条件（過重な多剤投与ケース等）の抽出を容易に実施することを可能とするとともに、後発医薬品の適正な使用促進を図る取組等を行うことにしている。
- ・一方、生活保護の医療機関の指定・取消要件が具体的でない等の理由により、医療機関への指導が十分にできていないとの指摘もあり、受給者だけでなく、不適切な医療機関については的確に把握し、厳正に対処していく必要がある。

【特別部会における議論】

- ・医療機関の受診による早期発見・早期対応による重症化・重度化予防、市町村の保健師との連携が必要。
- ・医療機関の指導を国と地方が協力して行う仕組みが必要。
- ・指定医療機関の指定取消要件を明確化するとともに、保険医療機関の取消事由を生活保護の指定医療機関にも適用できるようにすること。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

◎医療扶助の適正化を図るため、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

【医療扶助の適正化について】

○医療扶助の適正化として、以下の取組が考えられるが、どうか。

1 受給者

○ 生活保護受給者の健康管理の徹底

- ・ 受給者が自ら健康管理を行い、健康の維持、向上に努めることは、受給者の自立を助長する上では必須であるものの、そのことは現行法上明確にはされていないため、受給者自らが健康管理を行うことの責務を明記し、健康面に着目した支援を強化する。（再掲）
- ・ 受給者の健康状況を踏まえた効果的な助言指導を可能とするため、福祉事務所は受給者に対し、健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促すとともに、これまで個人情報保護の観点から入手に問題のあった、当該健康診査結果を福祉事務所が入手可能にする（P41の調査権限強化の中で対応）。（再掲）

○ 医療扶助受給支援体制の整備

- ・ 福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康や受診に関する相談等があった際に、助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置を検討する。これにより、受給者の疾病の早期発見や重症化予防、状況に応じた医療機関との連携及び福祉事務所自体の医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化を図る。（再掲）

※ その他後発医薬品の一旦服用を促すことによる適正な使用促進についても今年度より実施中

○ セカンド・オピニオン（検診命令）の活用

- ・ 福祉事務所の嘱託医等が、生活保護受給者の健康状態や医療の継続性等について確認する必要があると判断した場合には、他の医療機関等の検診を受けるよう、受給者に指示することを徹底する。また、長期にわたり医療扶助を受給している場合には、当該受給者の疾病の状況、稼働能力等を確認するため、原則として定期的に他の医療機関等の検診を受けることとする。

2 医療機関

（1）指導対象選定

- 指定医療機関の特徴を総合的に勘案した重点的な点検指導ができるよう、電子レセプト管理システムに適正化対象となり得るものを容易に抽出できるようにする機能を追加
- セカンド・オピニオン（検診命令）の活用（再掲）

(2) 指導権限

○ 指定医療機関の指定要件等の見直し

- ・ 指定医療機関の指定要件及び指定取消事由については法律上明確な規定がない。このため、健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化する。また、現在は無期限となっている指定医療機関の指定の有効期間についても、6年間の有効期限を設けている健康保険法の例を参考に、有効期限を導入する。
- ・ 現在は指定医療機関の指定が取り消された場合であっても、同様の療養の給付を行う保険医療機関の指定の取消事由にはならず、指定医療機関への指導監査には実効性が低いという指摘もある。このため、例えば、指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、残る一方の指定の取消処分に影響させることについて、法的、制度的な課題等の検討が必要。

○ 指定医療機関への指導・調査、検査の強化

- ・ 過去の不正事案に対しても厳正に対応する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とする。
- ・ 不正を行った医療機関に対しては厳正に対処する必要があるため、健康保険の取扱いを参考に、取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱い、原則5年間は再指定できないこととする。

(3) 体制強化・負担軽減

○ 指定医療機関の指定に係る負担軽減

- ・ 指定の有効期間を設定した場合の指定更新手続きの簡素化を検討する。

(参考) 健康保険法等では、更新手続きの事務負担を軽減するため、無床医療機関のうち、いわゆる個人開業医あるいは個人薬局の指定更新については、再指定を受けないという申出がない限り、指定の申請があったものとみなしている。生活保護の指定医療機関については簡素な手続の対象をより拡大することをイメージ。

○ 指定医療機関への指導・調査、検査の強化のための体制強化

- ・ これまで、国立病院以外の指定医療機関については、都道府県知事による指導監督を行うものとしてきたが、国による直接指導も合わせて実施できるようにするとともに、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討する。

不正・不適正受給対策の強化等

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

◆当面の対応として、以下の事項を実施し、生活保護給付の適正化、就労・自立支援の強化を図る。

（生活保護給付の適正化）

②資産調査の強化（金融機関の「本店等一括照会方式」の導入）や「不正告発」の目安の提示等の制度運用の適正化

◆これらに併せて、以下の事項について検討を進める。

（２）指導等の強化

①調査・指導権限の強化

➢生活保護受給者の状況等をよりの確に把握するため、現在資産・収入に関する事項に限られている地方自治体の調査権限について、拡大（就労活動等に関する事項の調査、過去に生活保護受給者であった者も対象）を検討する。

➢保護を必要とする人が受けられなくなることを留意しつつ、扶養可能な扶養義務者には、必要に応じて保護費の返還を求めることも含め、適切に扶養義務を果たしてもらうための仕組みを検討する。

③罰則の強化

不正受給には、より厳正に対処する観点から、罰則（現在は３年以下の懲役又は３０万円の罰金）の引上げを検討する。

【現状など】

・不正受給は平成22年度2万5千件、金額で129億円。生活保護制度に対する国民の信頼を得るためには、その防止と発見、不正受給を行った者への厳正な対応が求められている。

【特別部会における議論】

・地方自治体の調査権限について、調査対象者の拡大と回答の義務づけが必要。

・不正受給を行った者への罰則強化が必要。

・扶養義務を強いることを留意し、本当に保護が必要な人には保護を実施すべき。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

◎不正・不適正受給対策の強化を図るため、以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

1 不正受給対策の強化

(1) 自治体の権限強化

○ 調査・指導権限の強化等

- ・生活保護法第29条における福祉事務所の調査権限の内容については、現在、生活保護受給者等の「資産及び収入の状況」に限定されているが、生活保護受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加する。
- ・福祉事務所の調査の対象者についても、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加・明確化する。
- ・現在、照会しても回答が得られない場合があるという指摘があるため、官公署（※）については回答義務を創設する方向で検討する。

※ 詳細は今後関係機関と協議し検討

- ・生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠がないため、福祉事務所は、必要に応じて、受給者や扶養義務者等に対し、保護の決定及び実施等に必要な説明を求めることができる旨の権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行うものとする。

※ 金融機関本店等への一括照会を本年12月から実施予定

○ 不正受給に係る返還金と保護費との調整

- ・不正受給に係る返還金の確実な徴収を図るため、当該返還金については、事前の本人同意を前提に保護費との調整をできないか検討する。

○ 第三者求償権の創設

- ・交通事故等を原因として生活保護受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば損害保険等により医療費の支払いがなされるべきところ、生活保護受給者が損害保険会社等に請求を行わないため、結果として医療扶助が適用されるケースが問題となっている。このため、福祉事務所が受給者本人に代わり、損害賠償請求権等を直接請求する「第三者求償権」を創設する。

※ 各種社会保険法には第三者求償権が設けられている例がある。

○ 返還金に対する税の滞納処分の例による処分

- ・ 元生活保護受給者が返還金を滞納した場合、仮に差押を行おうとすれば、民事訴訟上の手続をとる必要があり、自治体の負担が大きい。したがって、生活保護法の不正受給に係る返還金について、税の滞納処分の例による処分をできるようにする。

※ 国税徴収法や地方税法では、督促を受けてもなお税を滞納する者等に対し、自治体自らが滞納者の財産の差押を行うこととされている。

※ 障害者自立支援法に基づく支援給付等の不正受給に係る徴収金についても、地方税の滞納処分と同様に、民事訴訟上の手続をとることなく、自治体自らが差押を行うことができることとされている。

※ 告訴等の目安となる基準を年内にも策定予定

○ 稼働能力があるにもかかわらず明らかに就労の意思のない者への対応

- ・ 稼働能力がありながらその能力に応じた就労活動を行っていないことを理由に、聴聞等所定の手続を経て保護を廃止された生活保護受給者が、その後同様の状況下で就労活動に取り組むことを確認した上で再度生活保護を受給するに至った際、やはり能力に応じた就労活動を行わないため保護を再び廃止された場合は、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、その後再々度保護の申請があった場合の審査を厳格化。

(2) 制裁措置の強化

○ 不正受給に対する罰則の引上げ

- ・ 保護費の不正受給に対する罰則については、「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」である一方、例えば、生活保護法と同様に憲法第25条の理念に基づいている国民年金法においては、「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」となっている。こうした規定も参考に、罰則の引上げを検討する。

○ 不正受給に係る返還金への加算

- ・ 不正受給が発覚した場合、その金額の全部又は一部を返還すればよいこととされているため、告訴等に至らない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘がある。このため、不正受給した場合には、その金額に加え、一定割合の金額を上乗せして返還を求めることができることにすることを検討する。

※ 求職者支援法の職業訓練受講給付金に係る不正受給では、返還金に加算がなされている。

2 適正支給の確保

(1) 住宅扶助費の目的外使用を防止するため代理納付の推進（再掲）

(2) 扶養義務の適切な履行の確保

○ 扶養義務者に対する福祉事務所への説明義務

- ・ 本当に生活保護が必要な人が受けることができなくならないように留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合（※）には、扶養が困難と回答した扶養義務者は、扶養が困難な理由を説明しなければならないこととする。

（1（1）の調査・指導権限の強化等の中で検討。）

※ 本制度見直しの趣旨は、扶養が保護の要件ではないものの国民の生活保護制度そのものに対する不信を招きかねないようなケースについて現行制度では福祉事務所に対応する手段が必ずしも十分でないことに鑑み、実際は限定的になると思われるが明らかに扶養することが可能と考えられる等特段に対応が必要と思われるケースについては対応することを基本的考え方とする。

○ 家庭裁判所による扶養請求調停手続きの活用

- ・ 福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続きの積極的活用を図るため、
 - ・ 扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアル
 - ・ 具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示し、着実な扶養義務履行の一つの手段とする。

地方自治体の負担軽減

これまでの主な議論等

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

③民間との協働による就労・生活支援の展開

これまでの公的機関による支援だけでなく、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働により、就労・生活支援事業を展開する。

【現状など】

- ・現在、ケースワーカーの標準数が定められているが、地方自治体では、生活保護受給者、特に稼働年齢層の急増にケースワーカーの増員が追いつかず、個々のケースワーカーによる支援も限界に近づきつつある（ケースワーカー一人あたりのケース数は、93世帯（H24））。

【特別部会における議論】

- ・ケースワーカーも非常に忙しくなっているし、非常勤職員の支援、NPOとの連携というのが非常に重要。
- ・現場のケースワーカーの負担は過重な状況。生活困窮者の支援体制の構築に当たっては、民間事業者への委託など現場の負担を増加させない方法によることが必要。
- ・社会福祉士などの専門職の採用の促進やいろいろな経験を持ったNPOなどの民間団体と協働を推進していくことが必要。

これまでの議論等を踏まえた主な論点

◎地方自治体の負担軽減を図るため、生活保護制度において以下の観点からの取組が必要と考えられるが、どうか。

※ これまでの生活保護制度の見直しに関する項目のうち、地方自治体の負担軽減にも資するものを再掲

○ 医療扶助受給支援体制の整備（再掲）

- ・福祉事務所において、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者からの健康や受診に関する相談等があった際に、助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置を検討する。これにより、受給者の疾病の早期発見や重症化予防、状況に応じた医療機関との連携及び福祉事務所自体の医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化を図る。

○ 指定医療機関の指定に係る負担軽減（再掲）

- ・指定の有効期間を設定した場合の指定更新手続きの簡素化を検討する。

- 指定医療機関への指導・調査、検査の強化のための体制強化（再掲）
 - ・ これまで、国立病院以外の指定医療機関については、都道府県知事による指導監督を行うものとしてきたが、国による直接指導も合わせて実施できるようにするとともに、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討する。
- 調査・指導権限の強化等（再掲）
 - ・ 生活保護法第29条における福祉事務所の調査権限の内容については、現在、生活保護受給者等の「資産及び収入の状況」に限定されているが、生活保護受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加する。
- ※ 金融機関本店等への一括照会を本年12月から実施予定（再掲）
- 不正受給に係る返還金と保護費との調整（再掲）
 - ・ 不正受給に係る返還金の確実な徴収を図るため、当該返還金については、本人同意を前提に保護費との調整をできないか検討する。
- 返還金に対する税の滞納処分の例による処分（再掲）
 - ・ 元生活保護受給者が返還金を滞納した場合、民事訴訟上の手続をとる必要があり、自治体の負担が大きい。したがって、生活保護法の不正受給に係る返還金について、税の滞納処分の例による処分をできるようにする。
 - ※ 障害者自立支援法に基づく支援給付等の不正受給に係る徴収金や国民健康保険料などで既に滞納処分の例による処分をできるようになっている。